



群馬県

令和8年度

ぐんま貸上げ促進支援金

＜貸上げ率5%以上申請用＞

オンライン申請マニュアル

6月15日版

※申請を行う前に

「ぐんま貸上げ促進支援金募集要項」を必ずご確認ください。

※申請は事業所ごとをお願いいたします。

お問い合わせ先

ぐんま貸上げ促進支援金事業事務局

お問い合わせ
フォーム



TEL : 050-6892-9990

受付時間 : 9:00~17:00

(土・日・祝・年末年始を除く)

問い合わせフォーム :

<https://tayori.com/f/gunma-chinageshien/>

特設サイト :

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>

特設サイト



申請を行う前に必ずご一読ください。

1 趣旨

中小企業等の持続的な賃上げ後押しするため、予算の範囲内において、ぐんま賃上げ促進支援金を支給します。

2 支援金概要

(定義)

この募集要項における、用語の定義は次のとおりです。

- (1) 「賃金」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によってきまって支給される給与のうち、基本給をいう（諸手当は除く）。
- (2) 「公益法人、協同組合で事業規模の大きい者」とは、次に掲げるもの全てに該当する法人をいう。
 - ① 資本金の額又は出資の総額が3億円超であること。
 - ② 常時使用する従業員の数が300人超であること。
- (3) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。
 - ① 会社役員、個人事業主
 - ② 日々雇い入れられる者
 - ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
 - ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- (4) 「個人事業主」とは、群馬県内の税務署へ開業届を提出している者をいう。
- (5) 「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。
 - ① 期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
 - ② 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者であること。
- (6) 「非正規雇用労働者」とは、(5) 正規雇用労働者以外の者をいう。
- (7) 「小規模な事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者に該当する者をいう。

申請を行う前に必ずご一読ください。

(1) 支給対象事業者

法人の場合

- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人、協同組合及び普通法人等に該当する者であること。※1
- イ 群馬県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が群馬県内にあること。ただし、営業実態がなく、法人住民税を免除されている者を除く。
- ウ 群馬県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用していること。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- キ 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 ただし、次の（ア）から（カ）に該当する者は除く。

- （ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）
- （イ）特定団体の構成員又は特定職域のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
- （ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）
- （エ）群馬県が設立した法人
- （オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
- （カ）公益法人、協同組合で事業規模の大きい者

個人事業主の場合

- ア 群馬県内の税務署へ開業届を提出している個人事業主
- イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、**法人の場合のウからケの全ての要件に該当するもの**

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

中小企業基本法		
中小企業者		
業種	資本金 または 従業員	
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業		
小売業	5,000万円以下	50人以下

申請を行う前に必ずご一読ください。

(2) 支給要件

(1) 支給対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

(2) 賃上げ対象期間

下記の2つの期間で行われた賃上げを対象とする。

第1期：令和8年1月1日から令和8年8月31日までの期間

第2期：令和8年9月1日から令和8年12月31日までの期間

(3) 賃上げ率

第1期・第2期のそれぞれの期間で、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して5%以上引き上げていること。

(4) その他

ア 最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

イ 引き上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。

ウ 法人の場合、パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること。

※申請時点でパートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人の場合は、パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなどを添付することで、登録が完了していなくても申請可能。

エ 賃上げを目的とする他の助成金等を受給していない、あるいは受給予定がないこと。

(3) 支給額

従業員1人当たり5万円、1期あたり40人分 最大200万円

(法人番号単位の申請/2期合計のべ80人分・最大400万円)

(4) 申請受付期間

【第1期】令和8年6月15日(月) から令和8年9月30日(水)まで

【第2期】令和8年9月1日(火) から令和9年1月31日(日)まで

※ただし、予算上限に達した場合は前倒しで終了。

申請を行う前に必ずご一読ください。

3 申請方法

特設サイト上の申請フォームから、必要事項を入力及び以下提出書類を添付

- (1) 対象従業員に係る最新の労働条件通知書の写し又は最新の雇用契約書の写し
- (2) 賃金台帳等の写し（賃上げ月分及びその前月分の基本給を比較できるもの）
- (3) 支援金振込先口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等）が分かる預金通帳の写し等
- (4) パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールのPDFや画像ファイルなど(支援金の申請時点でパートナーシップ構築宣言ポータルサイト上で会社名が公開されていない法人のみ)
- (5) その他知事が必要と認める書類

※ 特設サイトに掲載している申請方法の解説動画もご覧ください。



《申請方法》

- 01 申請特設ページにアクセス
- 02 申請特設フォームに必要事項を入力
※事業所ごとに申請をお願いします
- 03 提出書類を添付
- 04 入力終了・申請
- 05 申請完了

申請書類の受理から支援金の振込までは
およそ4週を予定しています

※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請の殺到している時期などにおいて、さらに時間を用いる場合がありますので予めご了承ください。

(宣誓・同意事項)

申請者は、次に掲げる全ての事項について宣誓又は同意するものとし、知事は、当該宣誓又は同意しない者には、支援金を支給しないものとする。

- (1) 上記に規定する支給対象者であること。
- (2) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- (3) 申請に係る情報について、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること。
- (4) 虚偽や不正な手段により支援金の支給を受けた場合には、支援金を返還するとともに、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意すること。
- (5) その他知事が別に定める誓約事項に同意すること。
- (6) (1) から (5) までの内容に反した場合には、支援金を返還すること。

申請を行う前に必ずご一読ください。

4 支援金支給までの流れ（申請受付後）

- (1) 申請フォームに入力されたメールアドレスあて、事務局から申請受け付けのお知らせを送信します。
- (2) 申請内容に基づき、事務局及び県で審査を行い、確認事項等がある場合には、事務局から申請者に架電又はメール等により、連絡し、書類の修正や追加資料の提出を依頼します。
- (3) 審査の結果、適当と認められた場合は、申請者に対し、事務局から支給決定通知書を送付します。なお、審査の結果、支給要件を満たしていないと判断した場合は、申請者に対し、事務局から不支給決定通知書を送付します。
- (4) 支給決定通知を送付した申請者に対して、速やかに県から振込を行います。
なお、申請者の振込先口座情報に不備が存在する場合は、申請者に対し、事務局又は県から修正確認、再提出等を依頼をします。

5 留意事項

- (1) 申請のみなし取り下げ
知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、申請者の責めに帰すべき事由により確認ができない場合及び関係書類の補正等に応じない場合が相当期間続いたときは、最初に連絡をした日から1か月を経過した日を以て、当該支援金の申請が取り下げられたものとみなします。
- (2) 支給決定の取消・減額及び支援金の返還
知事は、支援金の支給決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取消し、又は減額し、支援金の返還を求めるものとします。
 - ア 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
 - イ 支給対象者要件を満たさないことが判明したとき
 - ウ 支給要件を満たさないことが判明したとき
 - エ その他、知事が適正でないと認めたとき
- (3) 支援金の経理
支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る経理について、その支援金支給の原因である事実を明確にした証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

2 オンライン申請 申請手順

(1) 申請をはじめる前の準備

申請には以下の画像、もしくはデータが必要です。

- ① 対象従業員に係る最新の労働条件通知書の写し又は最新の雇用契約書の写し
- ② 賃金台帳等の写し（賃金改定月及び賃金改定月の前月分の基本給を比較できるもの）
- ③ 通帳コピー（表紙）
- ④ 通帳コピー（見開き）

本申請システムは、入力途中での一時保存等も可能ですがスムーズに申請を完了させるためにも上記、必要な添付資料（画像、データ）について事前に申請するPC等の端末にご準備をお願い致します。

なお、支給対象従業員が多い場合など、添付するファイルの数が大量になるとデータの容量が大きくなり、申請に障害が出るケースがございます。可能な限りファイルをまとめてご準備いただけますと、スムーズにご申請いただけます。

- 例・ zipファイルにまとめておく。
- ・ 出力した物をpdfデータでまとめてスキャンする
 - ・ 複数の資料をまとめて写真に収める

など



法人の方は以下の準備も併せて必要です。

⑤ パートナーシップ構築宣言の登録

※申請時点でパートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人の場合は、パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなどを添付いただくことで、登録が完了していなくても申請できます。

パートナーシップ構築宣言の宣言企業であることが支給要件となります。詳しくはポータルサイトをご確認ください。

専用ポータルサイト

[登録はこちら→](#)

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>



上記をご一読いただき、添付資料の準備ができましたら
特設サイトへ移動し、申請手順に従って申請をお願いいたします。

特設サイト

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



2 オンライン申請 申請手順

(2) 申請フォームへ移動

① 申請特設サイト

群馬県

更新情報 | 概要 | FAQ | 申請方法

令和8年度 ぐんま賃上げ促進支援金

従業員の賃金を一定以上引き上げた場合、
1期あたり40人分最大200万円の支援金
(2期合計のべ80人分、最大400万円) を支給します

賃上げ期間 対象となる賃上げ期間は **2期** あります。
第1期と第2期の両方で賃上げを行った場合には、
それぞれで申請が可能です！

第1期 令和8年1月1日から令和8年8月31日までの賃上げ
第2期 令和8年9月1日から令和8年12月31日までの賃上げ

② 下にスクロールし「Web申請はこちら」ボタンをクリック

- 01 申請特設ページにアクセス
- 02 申請特設フォームに必要事項を入力
※事業所ごとに申請をお願いします
- 03 提出書類を添付
- 04 入力終了・申請
- 05 申請完了

申請書類の受理から支援金の振込までは
およそ4週を予定しています

Web 申請はこちらから 

③申請フォームへ移動

ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用>

入力状況

0%

令和8年度ぐんま賃上げ促進事業の「ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用>」のオンライン申請ページです。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

(3)アカウントの作成

[アカウント作成のメリット]

アカウントを作成（登録）いただくと、申請の一時保存ができるようになります。

また、事業所が複数ある事業者が市町上乗せ分を申請する場合に、アカウントを作成（登録）している
と、申請内容をコピーして申請することができます。

※申請事項は複数ページに及びます。アカウント登録をすると申請が途中で一時保存が可能となります。
アカウントを作成しての申請を推奨します。

※前回の申請時にアカウントの登録が済んでいる事業者様のうち、申請環境に変更がない場合は、
前回のアカウントをそのままご利用いただけます。今回新たにアカウントを登録する必要はありませんので、
(4) オンライン申請手順へお進みください。

①「新規登録またはログインして申請」をクリック

ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用>

入力状況

令和8年度ぐんま賃上げ促進事業の「ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用>」のオンライン申請ページです。

前回の申請時にアカウント作成が済んでいる
事業者様は、引き続きメールアドレス・パスワードを
ご利用いただくことが可能です。



Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

「新規登録またはログインして申請」
をクリックして先に進む

② ログイン画面

※前回アカウント登録が済んでいる事業者様は既存のアカウントに連動させると以降のやり取りが今回申請したいアドレスではなく前回登録されたご担当者様にメールが届きます。担当者が変更になっている場合は「新規アカウント」の登録をお願いします。

Grafferアカウントをお持ちの方

Grafferアカウント規約 プライバシーポリシー をお読みのうえ、同意してログインしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

GピズIDでログインする

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や、PDFダウンロードが可能です。アカウント登録は無料です。

※今回初めて作成する事業者様、または担当者が変更になっている場合「新規アカウント登録」をクリックして先に進む

新規アカウント登録

③ アカウント登録画面

情報を入力して登録

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

姓 名

メールアドレス

パスワード

8文字以上50文字以内で入力してください。半角英数字と記号を使用可能です

パスワードを表示

Grafferアカウント規約 プライバシーポリシー をお読みのうえ、同意してご登録ください。

必要事項をすべて入力します

「Grafferアカウントに登録」をクリックして先に進む

Grafferアカウントをお持ちの方はこちら

仮登録完了画面へ移動

Graffer スマート申請

アカウントの仮登録完了

✔ アカウントの仮登録が完了しました。

本登録用のメールを送信しましたので、アカウントの本登録をお願いします。

メールが届かない場合、以下の2点をご確認ください

- ・迷惑メールフォルダに属している
- ・入力されたメールアドレスに誤りがある

※PCメールの受信拒否設定をされている場合、「@mail.graffer.jp」を受信できるように設定いただきますようお願いいたします。

※本登録用のメールが届かない場合、お手数ですが、再度ご登録操作をお願いいたします。

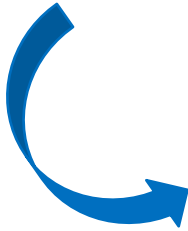
[ログイン画面に戻る](#)

**この画面が表示されたら仮登録完了です
アカウント登録時に記載したアドレスに本登録用のメールが自動送信されておりますので
受信メールをご確認ください**

④ 本登録用メール



移動



アカウントを登録することで、申請途中で確認が必要になる場合やWEBサイトを閲覧しようとして一度申請画面を閉じたい場合などに「一時保存」が可能になります。

⑤ ログイン → 申請画面へ移動



移動



(4) オンライン申請手順

① 同意画面

ぐんま貸上げ促進支援金事業 第1期<貸上げ率5%以上申請用>

入力状況

0%

令和8年度ぐんま貸上げ促進事業の「ぐんま貸上げ促進支援金事業 第1期<貸上げ率5%以上申請用>」のオンライン申請ページです。

利用規約をご確認いただき、
同意欄にチェックをお願いいたします

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

申請に進む

ぐんま貸上げ促進支援金事業 第1期<貸上げ率5%以上申請用>

入力状況

0%

令和8年度ぐんま貸上げ促進事業の「ぐんま貸上げ促進支援金事業 第1期<貸上げ率5%以上申請用>」のオンライン申請ページです。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

申請に進む

同意欄にチェックすると
申請ボタンが表示されます
クリックして申請に進んでください

②申請者情報の入力

本フォームに入力する際の注意点

ア 法人の場合、確定申告書類や履歴事項全部証明書に記載のある所在地・法人名・代表者氏名を入力し
 個人事業主の場合は、確定申告書類に記載のある屋号及び本人確認書類に記載のある住所・代表者氏名を入力
 してください。



申請者情報を入力します
 ※漏れが無いように入力をしてください

※個人にて申請の方は下記の通り,申請者情報
 をご入力ください。
 ■ 事業所主所在地
 ■ 事業者主の氏名・フリガナ
 ■ 屋号(等の店名)・フリガナ

入力フォーム ※このイメージは「法人」用の申請画面です。

事業者情報

申請担当者氏名 群馬太郎

申請担当者電話番号 日中連絡が取れる電話番号を入力してください (ハイフンあり)
012-345-6789

法人名 (法人番号を取得している事業者名称) ぐんま株式会社

郵便番号 (法人番号を取得している事業者所在地) 3710026 郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

法人事業所所在地 (法人番号を取得している事業者所在地) 群馬県前橋市大手町〇丁目〇-〇

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

代表者氏名 群馬太郎

代表者職名 代表取締役

業種 A. 農業、林業

※中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者の該当する大分類を選択してください

平日昼間に事務局と
 連絡が取れる電話番号の
 記載をお願いいたします

全社員の平均賃上げ率 (%) 必須

(小數以下2ケタまで入力)

※今回の賃上げにおける全社員の平均賃上げ率

※全社員の平均賃上げ率は、今後の施作検討の参考に使用します。審査に影響はありません。

4.5

常時使用する従業員数 必須

20

人

■常時使用する従業員とは

労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数をご入力ください。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

申請対象事業所名 (群馬県内の事業所) 必須

個人事業主の場合は屋号名、屋号名がない場合は氏名を入力ください

ぐんま株式会社


申請対象事業所所在地 市町村 必須

①太田市、渋川市、玉村町、大泉町に事業所がある申請者様は、事業所ごとに申請をしない場合各市町への申請が出来ませんのでご注意ください。

(例)本社が前橋市、事業所が太田市の場合、前橋本社・太田事業所どちらも別々に申請してください

その他

※県の支援金の申請時に、上記、4市町への申請を同時に行えます。詳しくは特設サイト掲載のオンライン申請マニュアルを必ずご覧ください。

特設サイトは [こちら](#) 

郵便番号 (申請対象事業所) 必須

3710026

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

申請対象事業所所在地 必須

群馬県前橋市大手町〇丁目〇-〇

本社が県外にあり、その支店や工場が県内にある際、県外含めた従業員数を記入

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

事業者情報

パートナーシップ構築宣言を宣言しています。

(パートナーシップ構築宣言については [こちら](#) )

必須

確認しました

賃上げを目的とする他の助成金等を受給していません。また受給予定もありません。

必須

確認しました

この申請に登録したメールアドレスに、今後、群馬県からのお知らせやアンケート調査等を送付してもよいでしょうか。

必須

お知らせ等を受け取る

お知らせ等を受け取らない

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

上乗せ支給を行う4市町への申請について

沼田市・渋川市・東吾妻町・大泉町の4市町に事業所がある申請者様は、群馬県の支援金申請時に、上乗せ支給を行う4市町への申請を同時に行えます。

申請事業所が複数ある場合の申請方法は、本マニュアルP24をご確認ください。

事業所ごとに申請をしない場合各市町への申請はできませんのでご注意ください。

例) 本社が前橋市、事業所が渋川市の場合、前橋本社・渋川事業所どちらも別々で申請をお願いします。

全社員の平均賃上げ率 (%) 必須

(小數以下2ケタまで入力)

※今回の賃上げにおける全社員の平均賃上げ率

※全社員の平均賃上げ率は、今後の施作検討の参考に使用します。審査に影響はありません。

4.5

常時使用する従業員数 必須

20

人

■常時使用する従業員とは

労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数をご入力ください。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

申請対象事業所名 (群馬県内の事業所) 必須

個人事業主の場合は屋号名、屋号名がない場合は氏名を入力ください

ぐんま株式会社太田支店


申請対象事業所所在 市町村 必須

①渋川市、沼田市、大泉町、東吾妻町に事業所がある申請者様は、事業所ごとに申請をしない場合各市町への申請が出来ませんのでご注意ください。

(例)本社が前橋市、事業所が渋川市の場合、前橋本社・渋川事業所どちらも別々で申請してください

渋川市

※県の支援金の申請時に、上記、4市町への申請を同時に行えます。詳しくは特設サイト掲載のオンライン申請マニュアルを必ずご覧ください。

特設サイトは [こちら](#) 

郵便番号 (申請対象事業所) 必須

3778501

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

申請対象事業所所在地 必須

群馬県渋川市石原〇-〇

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

該当市町の要綱についても必ずご確認の上、申請してください。

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

事業者情報

賃上げを目的とする他の助成金等を受給していません。また受給予定もありません。

必須

確認しました

この申請に登録したメールアドレスに、今後、群馬県からのお知らせやアンケート調査等を送付してもよいでしょうか。

必須


お知らせを受け取る

お知らせを受け取らない

渋川市内に事業所があって、渋川市の上乗せ支給に申請する事業者は「渋川市賃上げ促進支援金支給要綱/誓約書」に同意します。

[渋川市要綱](#) 

[渋川市誓約書\(個人\)](#) 

[渋川市誓約書\(法人\)](#) 

【渋川市】 必須

確認しました

一時保存して、次へ進む

< 戻る

添付書類 1

振込先口座の通帳の表紙と見開きの写し

添付する際の注意点

通帳のコピーは、必ず通帳の「表紙面」と「見開き面」を1部ずつコピーし提出してください。

添付① 振込先口座の通帳の表紙



添付② 振込先口座の通帳の見開き



【重要 当座、ネットバンキングをご利用されている皆様へ】

当座、ネットバンキングをご利用されている皆様は通帳の写しを添付する事が物理的にできません。

そこで、通帳の写しに代わる書類として

①取引照合表（取引部分は黒塗り） ②口座照会ページのスクリーンショット等

カナ名義が分かるものを添付願います。

④支給対象従業員情報の入力

本フォームを入力する際の注意点

- ア 本フォームには申請の対象とする従業員全員の情報を入力していただきます。
- イ 本フォームに「対象従業員に係る最新の労働条件通知書の写し又は最新の雇用契約書の写し」の添付をお願いします。
- ウ 「支給対象従業員数」で選択した人数に合わせた情報の入力を完了しなければ、「入力不備」となり以降の申請に進めません。

ぐんま賃上げ促進支援金申請

入力の状況

入力フォーム

従業員情報

支給対象従業員数 必須

2

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によってきまって支給される給与のうち、基本給をいう（諸手当は除く）

詳細情報 必須

最大20件まで入力可能

1件目 詳細情報

従業員氏名 必須

群馬花子

正規・非正規の別 必須

正規

非正規

賃金引上げ月 必須

4月

賃金額（基本給）引上げ月（A） 必須

半角数字

200000

円

賃金額（基本給）引上げ前月（B） 必須

半角数字

190000

円

対象従業員に係る労働条件書の写し又は雇用契約書の写し 必須

アップ

ファイルを選択...

サンプル.jpg

➕ もう1件追加する

対象とする1人目の従業員の

賃金引上げに関する情報を入力します

以下、1人目と同様に

申請の対象とする従業員分を全て入力します

2件目 詳細情報

従業員氏名 必須

群馬一郎

正規・非正規の別 必須

正規

非正規

賃金引上げ月 必須

4月

賃金額（基本給）引上げ月（A） 必須

半角数字

200000

円

賃金額（基本給）引上げ前月（B） 必須

半角数字

190000

円

対象従業員に係る労働条件書の写し又は雇用契約書の写し 必須

アップ

ファイルを選択...

サンプル.jpg

➕ もう1件追加する

申請する各従業員の賃上げ額に誤りがないかご確認ください

あと18件まで追加できます

以降、「もう一件追加する」をクリック。
人数分入力を進めてください

入力後、「一時保存して、次へ進む」
をクリックしてください

一時保存して、次へ進む

< 戻る

⑤必要書類のアップロード

本フォームを入力する際の注意点

ア 本フォームにて申請人数に対する支援金申請額に誤りがないことを再度ご確認ください。

イ 本フォームに「賃金台帳の写し（賃金改定月及び賃金改定月の前月分）」の添付をお願いします。

ウ 複数人の申請の場合は可能な限りまとめてアップロードをお願いします。
最大5件まで入力可能です。

入力フォーム


従業員情報

賃金台帳の写し 必須 最大5件まで入力可能

1件目 賃金台帳の写し

2つ以上添付をする場合は「もう1件追加する」を押してください 必須

1つのPDFに複数人分まとめてください

 ファイルを選択…

 もう1件追加する

あと4件まで追加できます

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

 戻る

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

賃金台帳の写しを添付。
添付は対象従業員全員の資料が必要です。
本欄に添付できるのは**1ファイルのみ**です。

対象従業員が複数人いる場合

- zipファイルにまとめる
- まとめてスキャンし添付する

など、ファイルをまとめて添付願います

追加で添付が必要なファイルがございましたら、「もう1件追加する」をご活用ください。

入力フォーム

申請額

対象従業員数×50,000円 自動計算

100,000 

一時保存して、次へ進む

 戻る

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

対象となる従業員数に応じて
自動計算で算出されます

⑥宣誓・同意事項

本フォームを入力する際の注意点

ア 本フォームのチェックボックスすべてにチェックがない場合、申請ができません。
必ず内容をお読みいただいたうえでチェックをお願いいたします。

入力フォーム

群馬県内の税務署へ開業届を提出しています。

必須

確認しました

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営んでいます。

必須

確認しました

群馬県内の事業所に常時使用する従業員（※1）を1人以上雇用しています。

必須

確認しました

国税及び地方税の滞納はありません。

必須

確認しました

過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。

必須

確認しました

過去5年間に重大な法律違反等はありません。

必須

確認しました

風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。

必須

確認しました

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成員の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体又はこれらと密接な関係はなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。

必須

確認しました

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生を行っていません。

必須

確認しました

最低賃金法(昭和34年法律第137号)の規定を遵守します。

必須

確認しました

引き上げ後の賃金水準を1年間継続します。

必須

確認しました

賃上げを目的とする他の助成金等を受給していません・また、受給予定もありません。

必須

確認しました

ぐんま賃上げ促進支援金の交付決定を受けた場合、事業者名が公表されることに同意します。

必須

確認しました

群馬県から申請内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。また、群馬県から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。

必須

確認しました

申請書類に記載された情報は、関係行政機関（税務当局、警察、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。

必須

確認しました

申請に係る情報について、ぐんま賃上げ促進支援金に独自の上乗せを行う市町村の支援金にも申請する場合、当該市町村へ申請情報が提供されることに同意します。

必須

確認しました

虚偽や不正な手段により支援金の支給を受けた場合には、支援金を返還するとともに、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意します。

必須

確認しました

（※1）常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ雇用の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

**記載されている内容を全てお読みいただき
全てのチェックボックスにチェックを入れてください。**

一時保存して、次へ進む

< 戻る

**全てのチェックボックスに
チェックを入れた後、
「一時保存して、次へ進む」
をクリックしてください。**

申請内容確認画面で申請人数の変更をする場合の注意点

「支給対象従業員数」を変更した際、自動的に最後に入力した方の情報が削除されます。このページにて人数変更をされた場合は「編集」ボタンを押し、改めて正しい情報を入力しなおしていただくようお願いいたします。

【例①】

支給対象従業員数「2人」で申請をしたが、詳細情報で「3人分」の従業員情報の入力をした。

この場合、3人目の情報は自動的に支援金申請額の対象から外されます。

3人分の申請が必要な場合は、詳細情報に3人目の入力をおこなってください。

支給対象従業員数を「2人」で入力

入力フォーム

従業員情報

支給対象従業員数 必須

2

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって異なって支給される場合があります。必ず申請内容に照らし合わせてください。

詳細情報 必須 最大20件まで入力可能

1件目 詳細情報

従業員氏名 必須

群馬花子

正規・非正規の別 必須

正規

非正規

賃金引上げ月 必須

4月

賃金額（基本給）引上げ月（A） 必須

半角数字

200000 円

賃金額（基本給）引上げ前月（B） 必須

半角数字

190000 円

支給対象従業員数を1人目～3人目まで入力

3件目 詳細情報 必須 最大20件まで入力可能

従業員氏名 必須

群馬二郎

正規・非正規の別 必須

正規

非正規

賃金引上げ月 必須

4月

賃金額（基本給）引上げ月（A） 必須

半角数字

200000 円

賃金額（基本給）引上げ前月（B） 必須

半角数字

190000 円

対象従業員に係る労働条件書の写し又は雇用契約書の写し 必須

あと17件まで追加できます

このまま内容確認画面へ進むと・・・

【1人目】引上げ額（A-B） 詳細計算

10000

【1人目】引上げ率 詳細計算

5.26

【2人目】引上げ額（A-B） 詳細計算

10000

【2人目】引上げ率 詳細計算

5.26

従業員情報

賃金台帳の写し 必須 最大5件まで入力可能

1件目 賃金台帳の写し

2つ以上添付をする場合は“もう1件追加する”を押してください 必須

申請額

対象従業員数×50,000円 詳細計算

100000

支援金申請額は「支給対象従業員数」の項目で選択した人数のみ算出されます。
50,000円×2人＝100,000円の支給

従業員情報

支給対象従業員数 必須

3

詳細情報 必須 最大20件まで入力可能

1件目 詳細情報

従業員氏名 必須

群馬花子

従業員数3名が正当の場合は、内容確認画面の「支給対象従業員数」を3人へ変更してください。

⑧ 受付完了メールの受信

正常に申請が完了すると、自動返信にて到達確認通知がアカウント登録時に設定したメールアドレスに届きます。

ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用> 申請受け付けのお知らせ



noreply@mail.graffer.jp

「ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用>」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので今しばらくお待ちください。

【重要】

※申請終了後、不正な申請や営業実態の調査のため、一部の事業者を対象に調査を実施する場合がありますので、本給付金の申請に使用した必要書類や申請内容については、必ずコピーや写しをとり、2029年3月31日まで保管いただくようお願いいたします。

※支援金の審査で、書類・資料の追加提出を求められることがありますが、提出いただけないと審査が行えず、支援金をお支払いできません。また、書類の提出までに審査期間(2月中旬)が終了した場合もお支払いできません。書類・資料の追加提出は、速やかに対応くださいますようお願い申し上げます。

■ 申請の種類

ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用>

■ 申請日時

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://sandbox-tzk.graffer.jp/smart-apply/applicati>

■ 事務局情報

事務局名：ぐんま賃上げ促進支援金申請事務局
電話番号：050-6892-9990
営業時間：9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く）
メールアドレス：contact@gunma-chinage.jp

※本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。

※本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが令和8年度ぐんま賃上げ促進事業公式サービスとして運営しています。

※ご不明点やご質問は、令和8年度ぐんま賃上げ促進事業で受け付けています。令和8年度ぐんま賃上げ促進事業まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

※本メールは正常に申請が事務局に届いていることをお知らせする自動送信のメールです。
※これをもって「申請受理・受付完了」となります。

メールが届かない場合は、申請が完了できていない、申請時の情報に誤りがあるなどの可能性が考えられますので、事務局（050-6892-9990）までご連絡をお願いします。

参考 申請内容の確認

申請一覧 / 申請詳細

ぐんま賃上げ促進支援金事業申請

申請番号 5191-9338-1253-8753728

申請を取り下げる

この申請をもとに新規申請

申請基本情報

申請内容

申請先

ぐんま賃上げ促進支援金

対応ステータス

受付済

手続き名称

ぐんま賃上げ促進支援金事業申請

申請者情報

種別 法人

法人番号 00000000000000

メールアドレス

受付日時

申請後に申請内容を確認したい場合

- 本システムに再度ログインをする
- 申請後に届く申請受付のお知らせに記載のURL

にて、事後に確認する事が可能です。

ぜひご利用ください。

- 申請者数が21名以上の場合
- 申請事業所が複数ある場合は次ページ以降をご参照ください。

申請事業所が複数ある場合・申請者数が21名以上の場合

申請事業所が複数ある場合は、事業所単位での申請をお願いいたします。

申請者数が21名以上の場合は20名分の申請完了後、新規で追加分の申請をお願い致します。

申請完了後、申請情報の確認ページにある「この申請をもとに新規申請」をクリックすると、申請済みの内容をコピーすることができます。

ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用> |

noreply@mail.graffer.jp
To 自:

「ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用>」の申請を受け付けいたしました。
申請内容を確認後、順次処理を行いますので今しばらくお待ちください。

【重要】
※申請終了後、不正な申請や営業実態の調査のため、一部の事業者を対象に調査を実施する場合がありますので、本給付金の申請に使用した必要書類や申請内容については、必ずコピーや写しをとり、2029年3月31日まで保管いただくようお願いいたします。
※支援金の審査で、書類・資料の追加提出を求められることがあります。提出いただけないと審査が行えず、支援金をお支払いできません。また、書類の提出までに審査期間(2月中旬)が終了した場合もお支払いできません。
書類・資料の追加提出は、速やかに対応させていただきますようお願い申し上げます。

■ 申請の種類
ぐんま賃上げ促進支援金事業 第1期<賃上げ率5%以上申請用>

■ 申請日時

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-aapply/applca>

■ 事務局情報
事務局名：ぐんま賃上げ促進支援金申請事務局
電話番号：050-8892-9990
営業時間：9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）
メールアドレス：contact@gunma-chinage.jp

※本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが令和8年度ぐんま賃上げ促進事業公式サービスとして運営しています。
※ご不明点やご質問は、令和8年度ぐんま賃上げ促進事業で受け付けています。令和8年度ぐんま賃上げ促進事業まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

到達確認通知に記載のURLから申請内容が確認できます



申請一覧 / 申請詳細

ぐんま賃上げ促進支援金事業申請

申請番号 5191-9338-1253-8753728

申請を取り下げる この申請をもとに新規申請

申請基本情報 申請内容

申請先
ぐんま賃上げ促進支援金

対応ステータス
受付済

手続き名称
ぐんま賃上げ促進支援金事業申請

申請者情報

種別	法人
法人番号	0000000000000
メールアドレス	[Redacted]

受付日時
[Redacted]

申請済みの内容をコピーすることができます

市町村連携

沼田市 ・ 渋川市 ・ 東吾妻町 ・ 大泉町 が上乘せを実施

※上乘せ分の審査状況・振込時期等については、各市町村にお問い合わせください。

※県の支援金の申請時に、上記、4市町への申請を同時に行えます。

詳しくは [オンライン申請マニュアル](#) を必ずご覧ください。

群馬県の支援金を申請すると、各市町への申請も同時に完了いたします
支援金の概要については、各市町の担当者へお問い合わせください

沼田市

URL :

<https://www.city.numata.gunma.jp/jigyosha/chusho/yushi/1017892.html>

担当部署 : 産業振興課

電話番号 : 0278-23-2111



渋川市

URL :

<https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/todokede/jyoseikin/p012189.html>

担当部署 : 商工課

電話番号 : 0279-22-2596



東吾妻町

URL :

<https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1767853240171/index.html>

担当部署 : まちづくり推進課

電話番号 : 0279-68-2111



大泉町

URL :

<https://www.town.oizumi.gunma.jp/s019/jigyo/020/080/20250606161800.html>

担当部署 : 住民経済部 経済振興課

電話番号 : 0276-63-3111



お問い合わせ先

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

お問い合わせ
フォーム



TEL : 050-6892-9990

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝・年末年始を除く)

特設サイト

問い合わせフォーム：

<https://tayori.com/f/gunma-chinageshien/>

特設サイト：

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>

